探偵業の業務の適正化に関する法律（平成十八年法律第六十号）	四十七条（ただし書及び第二号を除く。）及び第六十四条第一項から第三項まで並びに第百六十四条第一項及び第二項（これらの規定を第百六十五条第三項において準用する場合を含む。）	処分通知等
更生保護法	第四条第三項	処分通知等
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律	第九十三条第一項	申請等
少年院法（平成二十六年法律第五十八号）	第七条第一項及び第二項並びに附則第三条第二項及び第三項	処分通知等
	第百二十条、第百二十九条第一項及び第百三十条第一項	申請等
	第二十条第一項及び第百十八条第一項	処分通知等
少年鑑別所法（平成二十六年法律第五十九号）	第百九条、第百十八条第一項及び第百十九条第一項	申請等
	第二十三条第一項	処分通知等
外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）	第二十九条第一項及び第三項（これらの規定を第三十一条第五項及び第三十二条第二項において準用する場合を含む。）並びに第三十二条第五項	処分通知等
民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律（平成二十八年法律第百十号）	第十条第一項及び第三項並びに第十三条第二項	処分通知等
最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和二十三年政令第百二十二号）	第二十四条第一項	申請等
公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）	第八十八条第十一項、第八十八条の三第九項、第八十八条の五第八項及び第八十九条第六項	申請等
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和二十五年政令第百五十五号）	第二条の二の二並びに第二条の二の三第一項及び第二項	処分通知等
住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）	第三十条の二第二項及び第三十条の四第二項	処分通知等
化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律施行令（平成七年政令第百九十二号）	第三条の三	処分通知等
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令（平成十年政令第四百二十号）	第二十二条	処分通知等

（液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令の一部改正）

第二条　液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令（昭和四十三年政令第十四号）の一部を次のように改正する。

第五条を次のように改める。

（書面に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承諾等）

第五条　液化石油ガス販売事業者は、法第十四条第三項の規定により同項に規定する事項を提供しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項の提供の相手方に対し、その用いる同項の経済産業省令で定める方法（次項において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて経済産業省令で定めるもの（次項において「書面等」という。）による承諾を得なければならない。

2　前項の承諾を得た液化石油ガス販売事業者は、当該相手方から書面等により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該相手方に対し、法第十四条第三項に規定する事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び前項の承諾をした場合は、この限りでない。

3　前二項の規定は、法第二十八条第二項の規定による同項に規定する事項を提供する場合について準用する。

（登記手数料令の一部改正）

第三条　登記手数料令（昭和二十四年政令第百四十号）の一部を次のように改正する。

第三条第四項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「情報通信技術利用法」を「情報通信技術活用法」に、「第三条第一項」を「第六条第一項」に改め、同条第五項中「情報通信技術利用法第三条第一項」を「情報通信技術活用法第六条第一項」に改める。

第四条中「情報通信技術利用法」を「情報通信技術活用法」に、「第三条第一項」を「第六条第一項」に、「第四条第一項の規定により同項」を「第七条第一項の規定により情報通信技術活用法第六条第一項」に改める。

第十条第二項中「情報通信技術利用法第三条第一項」を「情報通信技術活用法第六条第一項」に改める。

（測量法施行令の一部改正）

第四条　測量法施行令（昭和二十四年政令第三百二十二号）の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項第一号中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「）第三条第一項」を「。以下「情報通信技術活用法」という。）第六条第一項の規定により同項」に改め、「（以下単に「電子情報処理組織」という。）」を削り、同項第二号中「二千八百五十円（」の下に「情報通信技術活用法第六条第一項の規定により同項に規定する」を加える。

第二十七条中「一万五千五百円（」の下に「情報通信技術活用法第六条第一項の規定により同項に規定する」を加える。

（産業標準化法に基づく登録申請手数料の額等を定める政令の一部改正）

第五条　産業標準化法に基づく登録申請手数料の額等を定める政令（昭和二十四年政令第四百八号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「第三条第一項」を「第六条第一項」に改め、同条第六項中「及び第三条第二項」を削る。

第三条第二項及び第七条第一項後段を削る。